

令和6年度 第2回豊中市介護保険事業運営委員会 会議次第

日時：令和7年(2025年)1月27日(月)

午後2時～

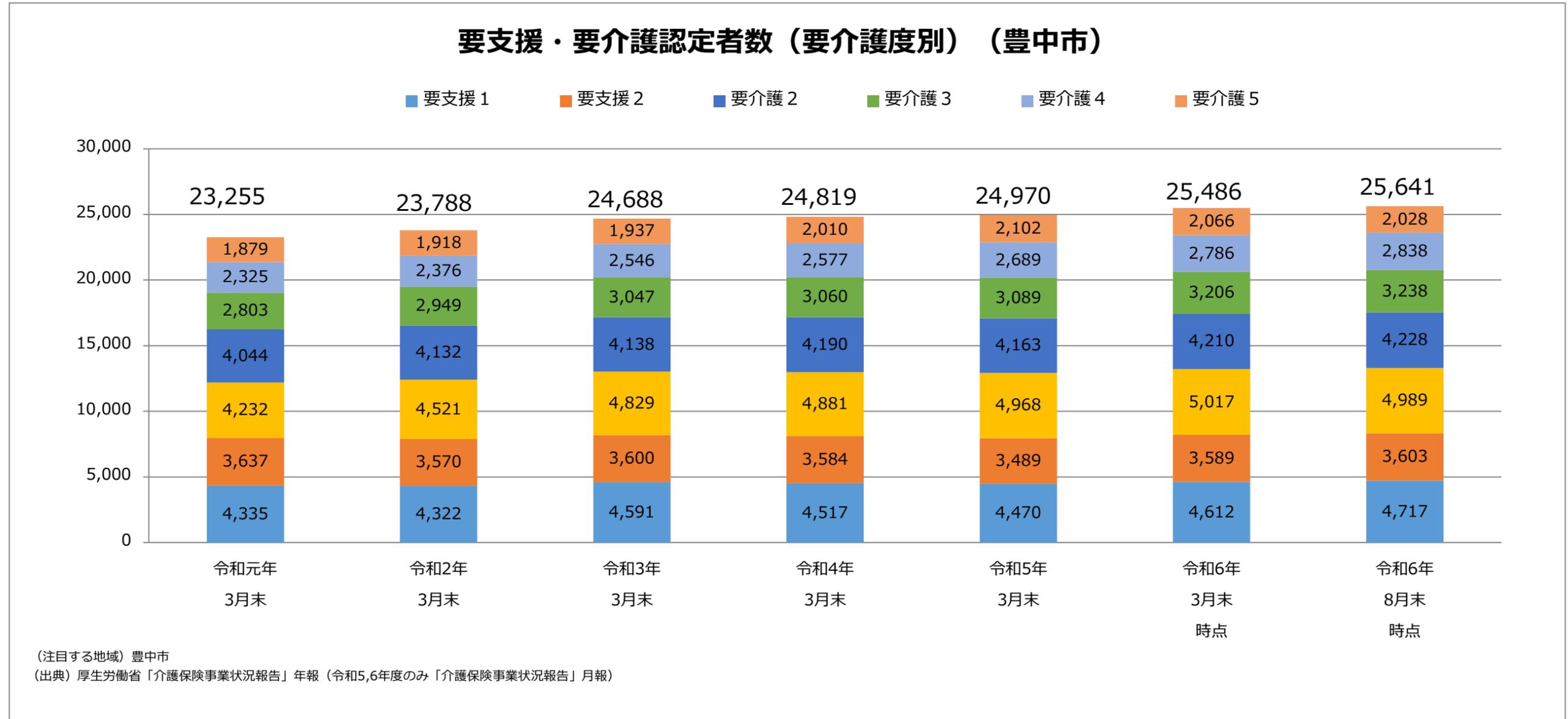
場所：第二庁舎3階 大会議室及びZoom

< 議 題 >

1. 豊中市の現状について【資料1】
2. 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について【資料2】【参考資料】
3. 特別養護老人ホーム入所申込状況について【資料3】
4. 各部会の報告について
 - ・地域密着型サービス運営検討部会【資料4】
 - ・地域包括支援センター運営協議会【資料5】
 - ・生活支援サービス部会【資料6】
 - ・介護人材対策部会【資料7】
5. その他

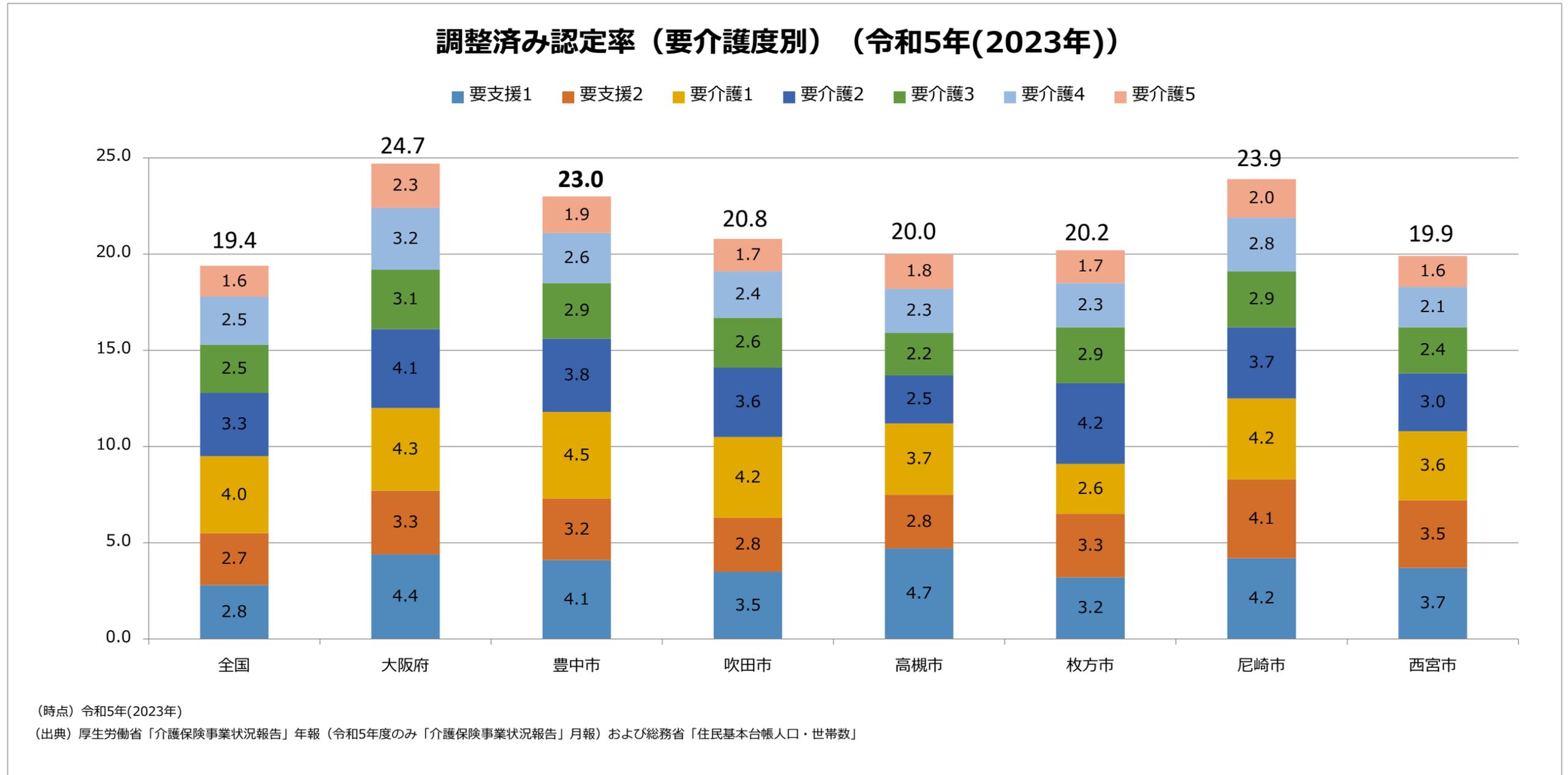
豊中市の現状について

1. 豊中市要支援・要介護認定者数の推移



○要介護認定者は、過去5年間増加しています。

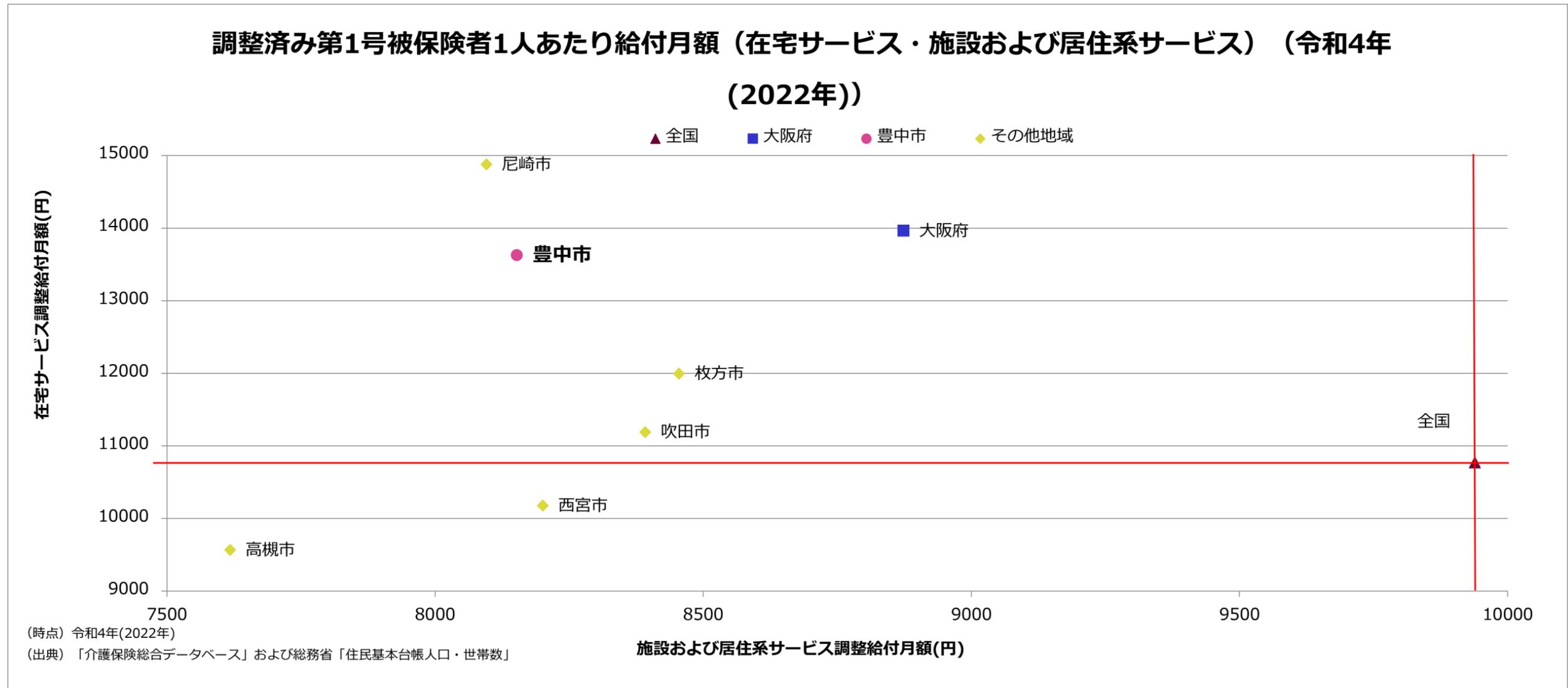
2. 調整済み認定率※(要介護度別)近隣中核市比較



○当市の状況は、全国平均を上回っており、近隣市と比べ尼崎市に次いで高くなっています。
 ※調整済み認定率: 年齢構成と性別が認定率に与える影響を除外した場合の認定率

3. 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)

	全国	大阪府	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	尼崎市	西宮市	順位
在宅サービス(円)	10,769	13,958	13,623	11,189	9,566	11,993	14,875	10,176	2
施設および居住系サービス(円)	9,939	8,874	8,153	8,392	7,618	8,455	8,096	8,201	4



○当市は、施設および居住系サービスが全国平均より少なく、近隣市の中で4番目となっています。

また、在宅サービスは全国平均より高く、近隣市の中で尼崎市に次いで高くなっています。

※調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額:性別・年齢構成・地域区分単価の影響を除外した場合の給付月額

4. 人口10万人あたりの事業所数近隣市比較

		全国	大阪府	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	尼崎市	西宮市	順位
主な在宅サービス	居宅介護支援	30.7	42.3	36.9	25.9	22.5	38.6	43.9	29.0	3
	訪問介護	29.8	65.0	48.7	37.9	30.3	51.2	64.0	41.4	3
	通所介護	20.2	18.8	16.2	13.1	13.5	17.2	18.6	11.0	3
	訪問看護	13.7	22.1	18.9	19.3	13.3	17.5	19.2	15.7	3
	短期入所生活介護	9.1	6.5	5.4	5.7	3.7	6.6	6.5	5.8	5
	地域密着型通所介護	15.7	18.2	12.0	13.1	16.4	22.1	24.5	16.8	6
	小規模多機能型居宅介護	4.5	2.4	4.7	2.1	2.0	2.0	3.7	0.6	1
	看護多機能型居宅介護	0.8	0.8	0.5	0.5	0.6	0.3	0.7	0.2	3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.1	0.9	1.0	0.8	0.3	0.8	1.1	2.3	3
	主な施設サービス	介護老人福祉施設	6.8	4.9	3.4	4.2	4.0	4.8	5.0	3.9
地域密着型介護老人福祉施設		2.0	1.7	2.5	2.4	2.6	2.0	0.9	0.6	2
介護老人保健施設		3.4	2.6	2.5	1.8	2.3	2.3	3.1	1.9	2
主な居住系サービス	特定施設入居者生活介護	4.8	4.5	4.9	2.4	3.7	5.6	2.8	6.0	3
	認知症対応型共同生活介護 (GH)	11.6	8.2	7.4	5.0	10.7	8.1	6.8	5.0	3

- 在宅サービスのうち、特に小規模多機能型居宅介護事業所の数が多く、短期入所生活介護・地域密着通所介護については少なくなっています。
- 施設サービスについては、介護老人福祉施設が全国・府平均を下回り近隣市と比べて少なくなっていますが、地域密着型介護老人福祉施設は全国・府平均を上回り、近隣市の中では高槻市に次いで多くなっています。
- 介護老人保健施設は、全国・府平均を下回っていますが、尼崎市に次いで多くなっています。
- 居住系サービスのうち、特定施設入居者生活介護については、全国・府平均を上回っており、西宮市・枚方市に次いで多くなっています。グループホームについては、全国・府平均を下回っていますが、近隣市の中では高槻市・枚方市に次いで多くなっています。

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画の進行管理



第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

<計画概要>

- ・老人福祉法、介護保険法等に基づき策定
- ・豊中市認知症施策推進計画を包含
- ・第5期豊中市地域福祉計画を上位計画とし基本理念を共有
- ・計画期間：令和6年度～令和8年度の3か年

基本 理念

みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち

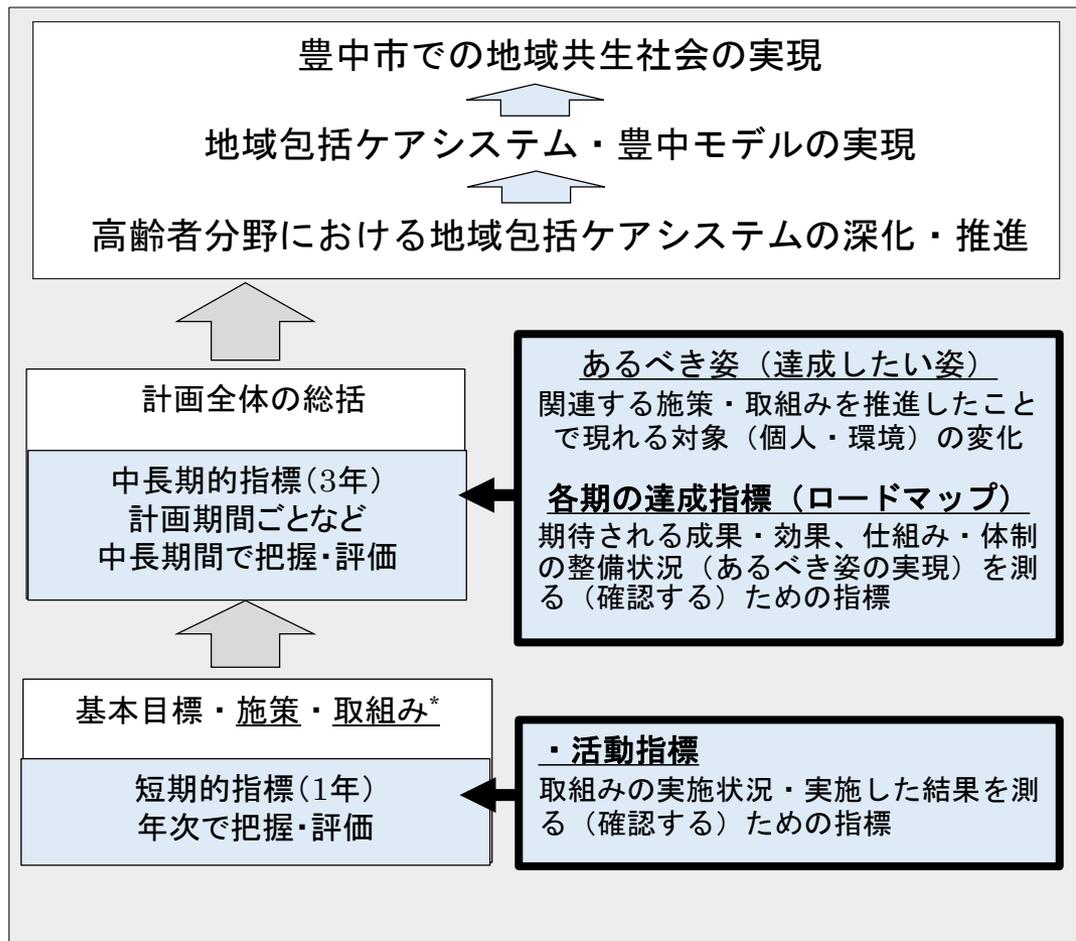
⇒上位計画の第5期豊中市地域福祉計画の基本理念

主な施策・重点的な取組み

施策	重点的な取組み	第5期豊中市地域福祉計画 〈個別テーマ〉
認知症施策の充実	本人と家族の視点を重視する支援の充実	多様な主体による地域づくり
	地域で見守り支え合う環境づくり	
	早期発見・早期支援のしくみづくりと連携の強化	
関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化	在宅医療と介護の連携強化	切れ目のないサービス提供体制の充実
介護保険制度の効果的・効率的な運営	介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上	
相談及び支援基盤の構築・強化	多様な相談機能の強化	相談支援体制の強化

計画の進捗管理・評価

ロードマップとしてまとめた達成指標や、取組みの実施状況・結果を測るために設定した活動指標等を踏まえ、豊中市介護保険事業運営委員会に報告をし、進捗管理・評価を行います。
なお、指標の達成状況や評価結果等については、市ホームページ等を通じて公表します。



施策の評価について

施策の評価

評価については、ロードマップや評価指標を踏まえ、第4次豊中市総合計画に合わせて「A達成できた、B概ね達成できた、C達成はやや不十分、D全く達成できなかった」の指標により評価

計画の評価

上記の年次評価と達成指標（ロードマップ）を活用し、3年間の計画全体の総括及び次期計画への課題抽出を行います。

活動指標（1年ごと）は各基本目標に記載した取組みにおいて、各期の達成指標（3年ごと）については「地域包括ケアシステムの深化・推進のためのロードマップ」において記載しています。

第9期介護保険事業計画の重点施策の評価

施策	取組み	評価	担当部署	進捗管理 調査票 資料2-2
早期発見・早期支援のしくみづくりと連携の強化	①（新規）認知症医療体制の構築と実施 ▶かかりつけ医などの医療機関が認知症の可能性のある人を把握した際に、本人同意のもと市へ情報提供する仕組みを検討	C	医療支援課 地域医療推進係	9
	②（継続）早期支援体制の構築と実施 ▶認知症の初期段階における支援体制を認知症地域支援推進員の機能強化とともに構築	B	長寿安心課 相談支援係	10
本人と家族視点の重視による支援の充実	①認知症高齢者等の見守りサービスの充実 （※高齢者位置情報サービス・みまもりステッカー配付・認知症個人賠償責任保険・ICT見守りサービスを実施）	B	長寿安心課 事業推進係	15・25
地域で見守り支え合う環境づくり	①（拡充）チームオレンジの構築と支援の実施 ▶チームオレンジコーディネーター（認知症地域支援推進員）が要となり、オレンジャーや関係機関とともに各圏域で本人、家族のニーズに応じた具体的な支援につなげる仕組みを構築	C	長寿安心課 相談支援係	16~24
在宅医療と介護の連携強化	①（拡充）在宅医療・介護連携支援センター事業の実施 ▶地域の診療所をグループ化し在宅医療を支える体制及び在宅医のグループをサポートする体制を構築	B	医療支援課 地域医療推進係	26
多様な相談機能の強化	①（拡充）虐待対応に係る地域包括支援センターの体制強化 ▶虐待対応に係る支援体制の構築や事業所・関係機関等との連携など虐待防止の取組みを推進	C	長寿安心課 相談支援係	31
	②（拡充）複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化 ▶エリア担当者を配置し、多機関連携会議・支援方針決定会議を設置	B	地域共生課 地域共生推進係	29
介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上	①（新規）公民連携による介護人材確保対策 ▶公民連携による介護人材確保事業を令和6~8年度の3か年で実施	B	長寿社会政策課 計画推進係	39

基本目標1
一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

<p>◆令和6年度の実施内容や令和7年度の予定を踏まえ、第9期計画に記載している事業内容や、リード文、関連する基本目標等を意識して事業の成果・効果や課題等について総括をお願いします。 12月末時点の取組み状況を記載ください。</p>	<p>計画に記載している各取組みの活動指標や第4次豊中市総合計画に合わせて「A達成できた、B概ね達成できた、C達成はやや不十分、D全く達成できなかった」の指標により自己評価を行ってください。 12月末時点の取組み状況を記載ください。</p>	<p>◆第9期計画期間の経過を踏まえた取組みの考え方や解決すべき課題など、令和7年度以降の方針について現時点で記入できる範囲で記入してください。 ◆事業を見直す場合は、何を見直すのかについて、その考え方を記入ください。 12月末時点での次年度以降の課題・方向性について記載ください。</p>
---	---	--

健康づくり・介護予防の展開
<p>高齢期を迎えても誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、専門職等によるデータと根拠に基づく生活習慣病等の発症予防・重症化予防、介護予防に取り組みます。</p>
(1) 健康づくりの推進【重点施策】・【自立支援・重度化防止】
<p>健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症や重症化予防、フレイル対策に取り組みます。</p>

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
1	<p>生活習慣病の発症・重症化予防と健康状態の改善</p> <p>生活習慣の改善をすることで、疾患のリスクを減らせるよう、エビデンスに基づいた生活習慣病の発症予防、重症化予防の対策を進めます。また、生活機能低下を予防し、心身の機能の維持、向上のための取組みを行うとともに、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチの両面から、無関心層を含めた市民の健康づくりを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国保被保険者に対し、生活習慣病改善のための特定健診・特定保健指導の実施、重症化予防のための保健事業を実施しました。また、がんの死亡率減少のため、国の指針に基づきがん検診の実施やがん予防の啓発を行いました。 ●ポピュレーションアプローチとしてフレイルチェックや体組成測定を中心としたイベントを実施しました。また、フレイル栄養相談会やとよなかパワーアップ体操自主グループに対しオーラルフレイルをテーマとして出前講座を実施しました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、各健診や保健事業を実施するとともに、がん予防の啓発を行い、エビデンスに基づいた生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます。 ●フレイル予防を目的としたイベントを実施し健康無関心層へアプローチするとともに、健診結果などから教室の個別案内をするなど、ハイリスクアプローチも同時に進めていきます。
2	<p>保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場等において、医療専門職が積極的に介入・関与します。また、医療・介護データを分析・評価し、保健医療の視点からフレイル対策を介護事業と一体的に実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護データから市内高齢者の健康状態について分析しました。 ●後期高齢者健診受診時において後期高齢者の質問票でフレイルに該当する場合、医師から「フレイル処方箋」を発行し、地域包括支援センターの介入支援つなぎました。また、適切な地域資源や介護サービス等の導入、必要な対象者には管理栄養士や言語聴覚士による個別訪問指導を実施しました。 ●歯科健康診査結果および通いの場における質問票の結果から対象となった方へ「歯や口の健康づくり教室」を案内し、歯科衛生士による口腔機能検査や個別保健指導等を実施しました。 ●市内の通いの場において、栄養士による健康教育、健康運動指導士による運動指導、体力測定を実施しました。 ●とよなかパワーアップ体操を実施する自主グループの参加者に対して、医療専門職が後期高齢者の質問票を用いて心身の健康状態等を把握し、状態に応じて必要な支援につなげる取組みを実施しました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・介護データの分析・評価を引き続き行いながら、市内の高齢者の健康課題の把握、事業展開を進めていきます。 ●フレイル処方箋事業については、実施医療機関数を増やし、より多くの圏域・対象者へ介入支援をしていきます。 ●引き続きオーラルフレイルおよび身体的フレイル対策に取り組みます。 ●新たに、豊中市の健康課題に応じて骨折転倒予防教室を実施します。 ●通いの場においては、質問票を活用し、必要な地域資源につなげることで、筋力アップのための運動指導や体力測定を継続します。認知症予防をテーマとした健康教育を実施します。
3	<p>とよなか健康出張セミナー</p> <p>10人以上のグループに対し、専門インストラクターを派遣し、講座（運動編、栄養・口腔編）を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関にパンフレット配布、HP、広報とよなかの掲載、SNS、自治会などで事業の周知を行い、12月末時点で運動編355人（17件）、栄養・口腔編101人（7件）、合計456人（24件）が参加しました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き周知啓発を実施すること、新規だけでなく、既に利用したグループが「また申し込みたい」と思ってもらえるような魅力のあるテーマ設定を検討します。

4	健康教育・出前講座の実施	●市民からの依頼やハイリスク者へのアプローチとして、11月末時点でフレイル予防・認知症予防525人（25件）、口腔ケア452人（41件）、生活習慣病予防110人（10件）、栄養改善189人（6件）の講話を実施しました。	A	●引き続き、希望に応じ実施し、受講者の生活習慣改善のための行動変容に結びつけるための内容を見直し工夫に努めます。
	市民からの希望に応じ、専門職が健康づくりに関する講話などを実施します。			

(2) 介護予防の推進【重点施策】・【自立支援・重度化防止】

介護予防事業を通じて、介護予防に関する周知啓発をはじめ、一人ひとりの状況・状態に応じた介護予防に関するサービスの提供に取り組みます。

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
5	介護予防教室の推進 介護予防教室や講演会等において、運動機能向上・低栄養予防・介護予防等に関する周知啓発を実施します。	●認知症予防教室12回コースを市内3会場にて3教室、1回コース市内9会場にて18教室開催し約300名の方が参加しました。介護予防に関する測定イベントを市内1会場で実施し約60名の方が参加しました。	B	●教室参加していただけるように効果的な周知方法の検討を引き続き行います。 ●教室がより効果的なものになるように効果検証しプログラム内容を検討していきます。 ●介護予防に関する普及啓発として、より多くの高齢者に参加してもらえるよう、イベントの回数を増やすなどして実施していきます。
6	介護予防・生活支援サービスの基準緩和・従前相当サービスの実施 介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。 また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。	●介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施しました。 ●また、介護予防・生活支援サービス事業を含む介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨や内容について、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」を発行し、普及啓発を行いました。	B	●引き続き、介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。 ●また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。
7	通所訪問型短期集中サービス（豊中はずらつ教室）の実施 通所訪問型短期集中サービス（豊中はずらつ教室）を全市域で実施し、低下した生活機能を改善するための専門職による支援を行い、可能な限り、介護給付サービスに依存せず自立した日常生活を営むことができるように支援します。 また、サービス終了後は、とよなかパワーアップ体操自主グループなど地域資源につなぐことで、社会参加を促進します。	●モデル事業の実績を踏まえ、令和4-6年度は市全域で通所訪問型短期集中サービス『はずらつ教室』を展開しました。ハイリスク者（要支援1・2、事業対象者）を対象に、3カ月間短期集中的に専門職が介入・支援を行い、生活課題の改善、介護予防に取り組みました。令和6年12月1日時点で284名の方が参加し、約9割の方でフレイルの改善、約5割の方で介護サービスからの卒業が認められました。教室卒業後も通いの場や体力測定会などの地域資源につなぎ、可能な限り自立した生活を継続できるよう支援しました。	A	●令和7年度からは、事業を一般介護予防事業に再編することで、要支援認定等をもたない一般高齢者も教室参加対象とし、より早期からの介護予防の取組を推進します。また、KDBデータと実施した事業で回収したデータを統合し、データ分析・効果検証・課題抽出を通して、エビデンスに基づく事業内容の見直しを進めます。 ●はずらつ教室の運営及び卒業者を対象とした体力測定会の実施についても事業者への委託内容とし、切れ目のない支援を強化するとともに、はずらつ教室で獲得したセルフケアを継続できるよう働きかけます。

認知症施策の充実

国の認知症施策推進大綱、共生社会の実現を推進するための認知症基本法などの内容を踏まえ、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会をめざし、認知症施策の充実を図ります。

(1) 早期発見・早期支援のしくみづくりと連携の強化【重点施策】

認知症は、早期発見し支援につなげることが重要となるため、働く世代からの認知症予防に向けて、保健医療の視点からもアプローチします。また認知症医療体制の充実により早い段階で適切な医療にかかり、さらに、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームをはじめとする支援機関の活動を通じて、切れめなく早期発見から早期支援につながります。

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
8	<p>認知症予防に関する情報発信の充実</p> <p>「生活習慣病の予防や治療、社会とのつながりや運動を積極的に実践することで認知症の発症リスクを下げられる」ことを市民に広く周知・啓発します。また、認知症の危険因子である「難聴」に早期に気づき、耳鼻科受診などの機会を得ることで生活の質の向上並びにフレイルや認知症の進行に対する予防を図ります。ヒアリングフレイルチェックイベントの開催、啓発動画等の作成・配信などを実施します。</p>	<p>●認知症のリスク因子を啓発するため、イベント等においてパンフレットを配布するとともに、11月に市民向け講演会を開催し、65人の参加がありました。また、認知症の症状を自分事として理解を深めるためのVR認知症体験イベントを16回開催し、386人の参加がありました。</p> <p>●ヒアリングフレイルチェックイベントを6回開催し、127人の参加がありました。聴力チェックの結果、軽度難聴疑いの人に耳鼻科受診を促しました。また、聴こえにくさで日常生活に困りごとがある人などを対象に健康教育を3回実施し、46人の参加がありました。ヒアリングフレイル、難聴の人を支援する関係機関でワーキンググループを設置し、「とよなか聴こえのガイド」を作成し、各医療機関、市民に対し配布しました。</p>	A	<p>●引き続き認知症のリスク因子について普及啓発を行うとともに、市民の行動変容に向けたアプローチについて検討していきます。</p> <p>●「とよなか聴こえのガイド」を活用し難聴のリスクやセルフケア、適切な聴こえのサポートについて啓発していきます。耳鼻科受診を勧奨した人を対象にその後の受診状況について調査し、さらなる聴こえに関する課題を把握、対応策を検討していきます。</p>
9	<p>認知症医療体制の充実・強化</p> <p>かかりつけ医などの医療機関が、認知症を疑う患者を把握した際に、患者の同意のもと市へ情報提供する仕組みを新設します。</p>	<p>●認知症サポート医養成研修を修了した医師等への医療機関訪問を行い、かかりつけ医の認知症診断に関する相談対応を行う認知症相談医の新設など、認知症医療体制の充実・強化に向けて取り組みました。市へ情報提供する仕組み作りについては、引き続き検討を進めます。</p>	C	<p>●認知症相談医による相談支援事業の実施や認知症医療体制に関する会議の開催等により、認知症医療体制の充実・強化を取り組めます。</p>
10	<p>認知症の初期段階における支援体制の強化</p> <p>各圏域における認知症初期段階の支援体制構築に向けて、地域包括支援センターや医療機関等との連絡調整に取り組むとともに、認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）の活動との連携を推進します。</p>	<p>●診断後、必要な支援にスムーズにつながるよう、とよなかオレンジカフェをはじめとした居場所や、認知症支援に関する情報について、医療・介護の関係機関に周知を行いました。また、地域包括支援センター及び認知症初期集中支援チームと定期的に会議を開催し、事例の共有や支援についての検討を行いました。</p>	B	<p>●診断後、必要な支援にスムーズにつながるよう、とよなかオレンジカフェをはじめとした居場所や、認知症支援に関する情報について、医療・介護の関係機関に周知を引き続き行います。初期集中支援チームと地域包括支援センターは互いに連携して認知症の初期段階における支援を行います。個別事例を積み重ねながら、嘱託医を含め各機関の役割分担を整理していく必要があります。</p>
11	<p>認知症支援に関する情報発信の充実</p> <p>認知症に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。</p>	<p>●認知症支援部会に参画する各団体を通じて、市民講演会、いきてゆくフェス等の機会を通じて広く周知を行いました。</p>	B	<p>●認知症支援に関する知識や情報、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。</p>

12	認知症ケアパスの普及及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度の改訂に向け、認知症支援部会に参画する医療、福祉の関係団体等、支援機関の意見を踏まえ情報の更新準備を実施しました。 ●ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」に掲載される医療機関に対して、認知症地域支援推進員を通じておたすけマップや、認知症カフェマップ等、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信を行いました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」等を引き続き関係機関、市民向けに周知啓発媒体として配布します。認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、配布先での普及・活用の促進を図ります。
	相談支援に関する機関等の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症支援部会を開催し、各機関・団体等が行う活動や事業について情報共有を行い、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化に向けて取り組みました。 ●7圏域に配置している認知症地域支援推進員同士で会議等を通じて情報共有を行いました。専門職研修会の開催等で生活圏域の医療福祉連携が促進できるよう工夫しました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症支援部会の活動を継続し、各機関・団体等が行う活動や事業について情報共有を行い、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組みます。 ●7圏域に配置している認知症地域支援推進員同士で会議等を通じて情報共有を行いながら、嘱託医との連携強化も図ります。
14	在宅医療・介護連携による認知症支援の推進		B	
	「虹ねっと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症支援部会において、医療・介護従事者向けの研修会を12月に開催しました。 		<ul style="list-style-type: none"> ●今後、後期高齢者が増えていくため、医介連携の取組みのなかでも認知症支援を推進していく必要があります。

(2) 本人と家族の視点を重視する支援の充実【重点施策】

<p>認知症の人やその家族が日常生活を安心して過ごせるように、本人、家族の視点を重視し、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れめなく医療や介護、福祉等のサービス・支援を選ぶことができるよう充実が必要です。また、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取組みや支援の充実を図ります。</p>				
No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
15	認知症の人の家族への支援			
	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。また、高齢者位置情報サービス事業や認知症個人賠償責任保険事業、ICT見守りサービスを実施し、認知症の人や家族の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症家族交流会・教室事業については、社会福祉協議会や介護者家族の会との共催で年間12回を交流会・教室を開催し、交流会では介護者の不安軽減や孤立解消に努めました。また教室では医師など専門職の講師による介護に必要な知識等の講習を行いました。 ●高齢者位置情報サービス事業については、「どこ・どこサービス」に加え、より安価なGPS端末「ミマモルメ」を新たに導入し、利用者のニーズに沿ったサービスの提供を行いました。また、認知症高齢者等の見守りサービスをまとめたリーフレットを作成し、自治会長や住宅管理組合等へ配付するほか、市公式LINEを活用するなど認知症の人の家族に向けた事業周知に努め、各サービスの利用者増加につながりました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な人がサービスを利用できるよう、引き続き事業の周知を行う必要があります。今後は紙媒体だけでなく、WEB広告を活用した事業周知に取り組みます。 ●より多くの介護者の方に参加してもらえるよう開催地域の拡大や広報方法の見直しを検討します。
16	認知症カフェの充実			
	「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、オレンジャーの活動の場として立ち上げや運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ支援を実施しました。認知症本人や家族のニーズに沿った取組みになるよう工夫しました。また、認知症カフェが認知症サポーターや上位研修を受講したオレンジャーが活躍できる場として機能するよう体制を整えました。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ支援を実施します。また、認知症カフェが認知症本人、家族のニーズに沿った支援や、役割を持ち活躍できる居場所として機能するよう体制を整えていきます。また、認知症カフェが認知症サポーターやオレンジャーが継続的に無理なく活躍できる場として機能するよう体制を整えていきます。
17	認知症の人本人からの発信の支援			
	「認知症カフェ」の取組みを通じて、認知症の人本人が自身の体験や希望、必要としていること等を本人同士、地域住民と語り合う本人ミーティングを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人本人が自身の体験や希望、必要としていること等を本人同士語り合う本人ミーティングを実施しました。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症本人が安心して自身の体験や希望を発信できるよう、本人発信の場やあり方を検討します。認知症になっても過ごしやすい環境づくり、施策に反映できるよう認知症地域支援推進員、オレンジャーとともに取組みを進めます。
18	認知症の人の社会参加の促進			
	公民館や図書館をはじめとする、高齢者の利用が多い施設等と連携した支援方策の充実を図り、認知症の人の社会参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェが、認知症の人本人や家族、地域住民、関係者が交流できる場として開催されています。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェをきっかけに、その他の外出、社会参加のニーズを発掘し認知症本人のニーズに沿った社会参加のあり方を支援できるよう検討が必要です。また、認知症があっても必要なかわりによってできることを阻害しない環境づくりが必要です。

19	若年性認知症の人への支援	●若年性認知症に関する情報、相談窓口案内リーフレットを庁内横断的に関係部局に協力を求め周知しました。若年性認知症の人の居場所づくりについて、認知症地域支援推進員を中心に検討しました。	C	●若年性認知症の人の支援については、高齢部門だけでなく障害福祉等その他の部署との連携が不可欠です。庁内連携の促進に向けた取組みを実施します。
	若年性認知症の人を、就労や社会参加・居場所づくりなど様々な分野から総合的に支援するため、資源を充実するとともに、既存の資源についての周知を図ります。			
20	専門職の認知症対応力の向上	●認知症支援部会において、認知症対応力向上のため、認知症診療、早期診断の最新知見、地域医療介護連携に関する専門職向け研修を12月に開催しました。	B	●医介連携の取組みの中で三師会（医歯薬）、事業者連絡会等の協力を得ながら専門職の認知症対応力向上に取り組めます。
	介護や看護など在宅生活を支援する専門職、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局、病院の一般病棟における認知症対応力の向上に取り組めます。			

(3) 地域で見守り支え合う環境づくり【重点施策】

認知症の人が個性や能力を発揮し住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域で見守り支える環境づくりとして「チームオレンジ」の構築をすすめます。認知症についての正しい理解が地域全体に広まるよう、認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進を図るとともに、認知症サポーターやオレンジャー、キャラバン・メイトの養成及び活動支援の充実を図ります。				
No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
21	チームオレンジの構築	●「チームオレンジ」の体制づくりに取り組むため、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェの立ち上げを支援しました。カフェを中心に認知症の本人、家族のニーズ把握を基に支援について育成されたオレンジャーと認知症地域支援推進員で検討、実施しました。	C	●認知症カフェ等で、認知症本人、家族のニーズを受け止め、ニーズに沿った支援や、当事者が役割を持ち活躍できる居場所としての支援に取り組めます。また、育成されたオレンジャーの活動を支援します。
	本人や家族のニーズに応じた具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を本人、家族を中心に認知症地域支援推進員やオレンジャー、関係機関とともに編成、推進します。			
22	認知症サポーターの養成	●図書館と連携した認知症サポーター養成講座の定期的な開催や9月のアルツハイマー月間、認知症月間にちなんだ取組みとして地域共生センターで定員を増やし実施しました。認知症の人と地域で関わる人が多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。	C	●認知症の正しい知識を持ち、認知症本人や家族にとって地域において身近な応援者となる認知症サポーターは、認知症施策推進計画の目標達成に向けた根幹となるため引き続き市民向けの講座の実施とともに、職域や学校関係に対象を拡大し展開します。
	図書館や公民館における認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、認知症の人と地域で関わる人が多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。			
23	オレンジャーの養成	●オレンジャー養成のためのステップアップ講座としてフォローアップ研修、ステップアップ研修を2段階で開催し、認知症カフェを活動の場として「オレンジャー」の名称で活躍する人材を育成しました。	B	●チームオレンジの取組みを具現化するためのボランティアとして活動できるよう育成、支援します。
	認知症サポーターがオレンジャー養成講座を受け、チームオレンジや認知症カフェ等で地域での認知症の人や家族のニーズに寄り添った支援ができるよう育成、支援します。			
24	認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実	●認知症キャラバン・メイト連絡会企画部会を定例で開催し、キャラバン・メイトが活躍できる環境づくりを検討しました。認知症サポーター養成講座のテキストが刷新したことから、対応する講座スライドの作成について企画部会で検討、作成しスキルの平準化を促進しました。	C	●市域においてキャラバン・メイト養成研修を実施し、より多くの人材が質の高い認知症サポーター養成講座の実施ができるよう支援します。
	認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバン・メイトを支援するため、豊中市キャラバン・メイト連絡会と連携のもと、メイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップに向けた支援を行います。			
25	地域での認知症の人の見守り体制の強化	みまもりステッカー配布事業については、今年度から「おかえりQR」を新たに導入しました。市内の郵便局と連携し、販売や周知の協力をいただいたほか、駅構内やマチカネポイント加盟店舗でのチラシ掲示を行いました。また、デジタルサービスフェアの参加者に体験してもらうことで地域での見守り体制の強化につながりました。	B	●さらなる地域での見守り体制の強化に向けて、より多くの市民に知ってもらうとともに、実際に「おかえりQR」を使用するなど体験を交えた講習等の開催が必要です。
	地域での認知症の人の見守り体制を強化するために、認知症の人が徘徊（ひとり歩き）した場合に早期の発見・安全確保を目的にしたみまもりステッカー利用支援事業及び認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システム（認知症高齢者・障害徘徊SOSメールが廃止され、オレンジセーフティネットに変更）の周知啓発、利用促進を図ります。			

関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組みます。

(1) 在宅医療と介護の連携強化【重点施策】

医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・強化などに取り組みます。
また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、病院連絡協議会、豊中市（関係課、市立豊中病院）で構成する医療と介護、保健分野の連携ネットワークである「虹ねっと連絡会」の取組みとの連携を強化しながら、在宅医療・介護連携のさらなる充実を図ります。

No	取り組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
26	在宅医療・介護連携支援センター事業の実施 在宅医療・介護連携の強化を図るため、「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」を実施します。 また、実施にあたっては、医療・介護の関係者の代表から構成される「虹ねっと連絡会」や既存のネットワークとの連携のもと、地域に根差した在宅医療・介護連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「日常の療養支援時」に関わる医療・介護関係者のスキル向上を目的とした研修会、地域住民の在宅療養に関する知識を深めるための出前講座の企画会議を実施しました。 ●「病院・施設・在宅の切れ目のない連携体制」の構築については、高齢者施設からの病院への救急搬送時の情報連携の方法を検討しました。また、各施設で従事する看護職間の意見交換会「看-看連携の会」を1回開催し、70人の参加がありました。 ●「虹ねっとcom」を活用した災害時の安否確認方法について検討を開始しました。 ●虹ねっと連絡会において抽出した医療・介護の連携推進にかかわる課題を「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」に報告、施策化に向けた検討を踏まえその成果報告を、虹ねっとの関係者に周知することで、多くの市内の医療・介護従事者に対して連携促進を図ります。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「日常の療養支援時」の研修会や意見交換会、地域住民向け出前講座等を開催します。 ●「病院・施設・在宅の切れ目のない連携体制」の構築については、高齢者施設から病院への救急搬送時の情報連携に取り組みます。また、各施設で従事する看護職間の意見交換会を開催します。 ●ICTを活用した連携強化を進めていきます。 ●引き続き虹ねっと連絡会において抽出した医療・介護の連携推進にかかわる課題を「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」に報告、施策化に向けた検討を踏まえその成果報告を、虹ねっとの関係者に周知することで、多くの市内の医療・介護従事者に対して連携促進を図ります。
27	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発 アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発のため開発したツールを用いて、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定ができるように、幅広い年齢層の市民に対する啓発に取り組みます。 また、医療・介護従事者向けの研修会、課題抽出のための意見交換会を実施し、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「看取りの時」の医療・介護関係者のACPに関するスキル向上を目的とした研修会を3回開催し、延べ176人の参加がありました。 ●ACPの普及啓発のため開発したエンディングゲームを用いた市民向け出前講座を実施しました。令和6年度は5回実施し、延べ64人の参加がありました。 ●人生会議に関するイベントを開催し、22人の参加がありました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「看取りの時」に携わる医療・介護関係者のACPに関するスキル向上を目的とした研修会を開催します。 ●市民に対する啓発活動として、引き続き出前講座を実施します。
28	医療・介護資源に関する情報発信の充実 医療機関の情報や介護サービス事業者等の基本情報などを検索できるポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」により、医療・介護資源の把握と情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「医療・介護・地域資源情報ナビ」については、豊中市のホームページ上に公開し、「やさしい介護と予防」については公共施設等に配布し、介護保険サービス等に関する広報活動を進めています。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き医療・介護・地域資源情報をホームページや冊子などでの広報活動に努めます。

相談及び支援基盤の構築・強化

高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実・連携強化を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。
またヤングケアラー支援については、専用相談窓口を中心として、関係機関が情報や支援方針を共有し連携して支援を行っていきます。

(2) 多様な相談機能の強化【重点施策】

「重層的支援体制整備事業」を推進し、多様な相談窓口等の有機的な連携を図り、総合相談機能の強化に取り組みます。

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
29	<p>複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化</p> <p>課題が複雑化・複合化しているケース（8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど）の対応では、多機関協働推進事業における多機関連携会議を活用し、課題解決に向け迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。</p>	<p>●“誰一人取り残さない包括的な支援”の実現に向け、各分野間の連携を一層強化し包括的な支援体制を構築するための事業である「多機関協働推進事業」の下、地域共生課に配置したエリア担当者が中心となり、今年度(12月末時点)では63件の多機関連携会議を実施しました。</p>	B	<p>●第5期地域福祉計画に基づき、引き続き分野・対象を超えた包括的な支援体制の強化を図ります。</p>

(3) 権利擁護・虐待防止の推進

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、認知症の人や精神障害のある人等、判断能力が低下した人をはじめ、すべての人の権利・尊厳が守られ、本人の自己決定権を尊重した、権利擁護や虐待防止に関する取組みを推進します。

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
30	<p>成年後見制度の普及啓発と利用促進</p> <p>成年後見利用促進計画に基づき、権利擁護・後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化を図るとともに、本人の自己決定権を尊重した制度の運用を行うため、本人を中心とした権利擁護支援チームを形成する仕組みをつくり、チームで意思決定支援を行う体制を整えます。また、市民後見人等の養成を行うとともに、活躍の場が広がる仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>●成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として成年後見制度の普及啓発、相談窓口の周知啓発を実施しました。また、相談支援機関や専門職団体等による権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図るため、令和6年度より作業部会を設置し関係機関と実務担当者がより具体的な取組みについて意見交換を行いました（R6年12月時点、3回実施）</p> <p>●成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見利用促進部会等でさらなる取組みの推進に向けて検討を進めました。</p>	A	<p>●成年後見制度を適切に利用していただけるよう、今後も成年後見サポートセンターを中心に制度の普及啓発・利用促進に努めます。また、権利擁護全般に必要な支援を行えるよう、協議会にて検討を進めるとともに、成年後見サポートセンターの相談支援・後見人等支援のさらなる機能強化に努めます。</p> <p>本人を中心とした権利擁護支援チームを形成する仕組みと、チームで意思決定支援を行う体制を整えるため、引き続き作業部会にて具体策を検討します。</p> <p>●成年後見報酬助成制度の見直しを含めてさらなる利用促進策の検討を行うとともに、引き続き、成年後見制度が必要な高齢者への支援を実施し、必要に応じて市長村長申立を行います。</p>
31	<p>地域の高齢者虐待の防止・早期発見</p> <p>地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止、早期発見のための周知啓発などに取り組むとともにその体制の強化を図ります。 また、地域の様々な関係機関と連携を図り、虐待の早期発見と迅速な相談支援などに取り組むとともに、虐待を受けた高齢者の避難先の確保と支援調整に取り組めます。</p>	<p>●地域包括ケアシステム推進総合会議（高齢部会）を通じ、虐待の実態について周知を行い、今ある課題に対して各関係機関と情報共有を図りました。</p>	B	<p>●引き続き、高齢部会を通じて、虐待の実情に係る周知を行い、各関係機関と情報共有を図りながら、地域包括支援センターと連携し虐待の早期発見に努めます。</p>

32	事業者等への虐待防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービス事業者等に対して、集団指導を行いました。 ●毎年度「豊中市介護保険事業者等指導実施方針」において「高齢者虐待の防止」「身体的拘束等の原則禁止」等を最重点指導事項として位置づけ、運営指導を行いました。 ●虐待が疑われる事実があった場合には施設、事業所の運営状況等の指導を施設事業所指導担当課（福祉指導監査課）と虐待担当課（長寿安心課）と連携して行いました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ●質の高いケアの提供ができるように事業所育成に力を入れ支援します。質の高いケアを提供するため、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の原則禁止等を最重点項目とし、施設、居宅サービス計画、事故（ヒヤリハット）・苦情報告体制の確保を図ります。 ●施設事業所指導担当課（福祉指導監査課）と虐待担当課（長寿安心課）が必要に応じて連携を図り、虐待防止に向けて運営指導、立入検査を行います。
	<p>介護保険事業者連絡会等との連携により高齢者虐待防止に向けた基本的知識や考え方などの周知を図り、介護サービスの質の確保を図ります。</p> <p>また、必要に応じて、虐待防止に向けた運営指導・立入検査などを実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。</p> <p>さらに、高齢者施設等における虐待防止に向けた取組みを推進するとともに、虐待に関する通報等があった場合は適切な調査を実施し、再発防止に向けて助言・指導を行います。</p>			
33	市長申立て案件における「権利擁護支援チーム」の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度より作業部会を設置し、権利擁護支援チームの具体的な取組みについて関係機関と実務担当者が意見交換を行いました（R6年12月時点、3回実施） ●今年度は、権利擁護支援チームをモデルケースとして4件実施。中核機関を中心にチームの土台形成を行い、本人の権利擁護方針を意識合わせする設けることができた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度は、市長申立て案件のチーム形成を本格実施。申立担当課と中核機関が連携し、本人と後見人、支援者を含んだチーム形成を行います。また、本人の意思決定支援の意義と中核機関の役割をチームに周知、啓発できるような仕組みづくりを作業部会にて引き続き検討します。
	<p>市長申立て案件で後見人が就任する際、権利擁護・後見サポートセンター（中核機関）が中心となり、後見人やこれまでの支援者を集め、権利擁護支援チーム形成の土台を作ります。</p>			

基本目標 2

人生100年時代における社会参加と健やかで安全・安心な暮らしの実現

<p>社会参加の促進</p> <p>高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの強みや興味・関心等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援し、健康増進や介護予防につなげます。</p>
--

(1) 身近な地域での健康づくり・介護予防の展開【自立支援・重度化防止】

<p>健康寿命の延伸に向け、健康への関心の有無などに関わらずあらゆる世代が健康につながる環境づくりに取り組みます。</p> <p>また、地域の状況・特徴などを踏まえ、多様な主体と連携を図りつつ「とよなかパワーアップ体操」などを中心に、通いの場づくりや元気な高齢者が地域を支えるための仕組みづくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の介護予防の活動を展開します。</p>
--

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
34	とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題分析に基づき、自主グループが少ない地域に重点的に普及啓発、立ち上げ支援に取り組みました。 ●グループ活動の継続支援として、会場費用の補助制度、傷害保険制度を開始しました。 ●専門職による体力測定、体操指導、栄養講話からなるフォローアップ事業を実施しました。市内121か所（休会中を除くと117か所）あるグループのうち、107か所に実施しました。 ●各圏域で自主グループ交流会を実施し、グループの垣根を超えた交流の促進を行いました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題分析に基づき、通いの場が少ない地域に重点的に普及啓発、立ち上げ支援に取り組み、住民主体の介護予防を効果的・継続的に展開していきます。 ●とよなかパワーアップ体操の内容をリニューアルし、体操のバリエーションを増やすことで自主グループの継続意欲を高めます。 ●各圏域の自主グループ交流会に加え、市全域のグループを対象にした交流会を実施し、圏域内外の多様な自主グループ同士が交流を図る機会を作ります。
	<p>介護予防体操「とよなかパワーアップ体操」の普及啓発に取り組むとともに、体操の自主グループの立ち上げと活動持続、効果的な取組みを支援するため、専門職による体力測定や体操指導等の支援を行います。</p>			
35	とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●従前の取組みに加え、活動支援金の受取方法について、マチカネポイントでのポイント付与を行いました。また、活動登録者向け説明会の参加者へマチカネポイントを付与しました。登録者が活動に参加することで、地域貢献に対する動機づけになるとともに、社会参加や生きがいづくりにつながりました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●活動場所の拡大をはじめ、活動メニューの充実や周知・啓発手法の検討など、より多くの方に登録していただける魅力づくりが必要です。
	<p>「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。</p> <p>また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。</p>			

(2) 就労支援の充実				
高齢者の介護予防・自立支援や社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労の促進に向けた支援に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
36	高齢者の就労機会の創出 地域就労支援事業や無料職業紹介事業、高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣などにより、就労を希望する高齢者と高齢者を活用する事業所のマッチング等を推進します。 また、就労促進講座や企業を対象とした高齢者雇用を促進する取組み等を通じて、高齢者の就労機会の創出を図り、高齢者が希望する就労や社会参加等への橋渡しを進めます。	●市内事業所を中心に企業を訪問し求人開拓を行うとともに、シニア世代の採用を検討する企業と求職者の出会う機会である企業交流会を開催しました（令和6年7月）。また、シニア世代を対象とした就業促進向上講座等を実施しました。地域就労支援センターで受け付けた相談については、相談者の希望に合わせた形での社会参加への橋渡しを行いました。	B	●引き続き就労を希望する高齢者と事業所のマッチングを無料職業紹介事業等の取組みを通じて、積極的に進めます。 また、高齢者雇用を促進するための講座等の実施を通じて、高齢者の雇用を促進します。

生活支援体制の充実
高齢者や家族介護者の日常生活での不安・困りごとに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの促進とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。また、災害時・緊急時に対応できる支援体制の充実を図ります。

(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化				
地域での支え合い、助け合い機能の強化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動をはじめ、地域課題の解決に向けた取組み、既存の地域活動・福祉活動などの充実を図ります。 また、本市におけるライフセーフティネットの拡充とともに、既存の活動・取組みなどを踏まえて、生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動などを通じて、生活支援体制づくりに取り組みます。 なお、本項における生活支援体制整備事業を「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」とします。				
No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
37	生活支援体制整備事業の推進 生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携を図り、住民主体ささえあい活動の充実（下記参照）などを通じて、地域における支え合いの体制づくりを推進します。 また、第1層（市全体）及び第2層（日常生活圏域）等に設置した地域ささえあい推進協議体において、地域における支え合いの体制づくりに関する課題抽出や情報共有、各主体との連携強化に取り組みます。	●生活支援コーディネーターを第1層（市全体）に2名、第2層の生活圏域ごとに1名配置し、高齢者の生活支援体制整備を推進していくための資源開発やネットワーク構築、協議体（第1層・第2層）の開催等を行いました。新たな地域資源の開発に取り組みました。	B	●生活支援コーディネーターによる生活支援体制づくりに向けては、引き続き、関係者間で取組みの目的、方向性、具体的な進め方などの共有を図り、より効果的・効率的な取組みの展開を進めます。
	住民主体ささえあい活動の充実 介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。 また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。	●住民主体ささえあい活動について、全校区福祉委員会39のうち福祉便利屋事業は28校区、ぐんぐん元気塾は36校区で実施しました。	B	●住民主体ささえあい活動を全校区福祉委員会での実施に向けては、コーディネーターの担い手の発掘・育成支援及び開催場所の確保が課題となっています。すでに取組みを実施している校区では、活動継続のための支援をしてきます。

(2) 自立生活が続けられる住まいの支援【介護給付等費用の適正化】

住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るための基盤となる住まいに関する情報提供を進めます。
また、サービス付き高齢者向け住宅などの活用や市営住宅の住環境の改善、重層的な住宅セーフティネットの構築などを通じて、高齢者の安定した居住の確保に取り組めます。

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
38	<p>サービス付き高齢者住宅の適正推進</p> <p>サービス付き高齢者住宅等の家賃やサービス内容などの様々な情報を市民に提供します。 また、本市内において、サービス付き高齢者住宅等が整備され、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランやサービス内容について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、サービス提供の適正化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者住宅に生まれている利用者を対象としたケアプラン点検実施に向けた事務フローの整備を行いました。令和7年1月からケアプラン点検の実施を予定しています。 ●サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口で配架し、市民からの問合せ等に対応しました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きケアプラン点検を実施します。また、点検件数を重ねていく中で、指導及び助言内容のブラッシュアップを図り、サービス提供の適正化及び給付の抑制につなげていきます。 ●引き続き、サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口で配架し、市民からの問合せ等に対応します。

基本目標 3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

介護保険制度の効果的・効率的な運営
介護保険制度の持続可能性を確保するため、多様な介護人材の確保・定着支援や、介護サービスの質の向上などに取り組みます。また、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。

(1) 介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上【重点施策】

多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取組みを促進します。また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の生産性の向上に取り組みます。

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
39	公民連携による介護人材確保対策	●「豊中市介護の未来創造支援事業」を事業新設しました。令和6年9月に一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会を事業者選定し、介護保険事業者が主体となった総合的な介護人材確保対策事業に助成しました。	B	●一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会の自立発展をどのようにしていくか、また介護人材対策事業の効果測定どのように行っていくかが課題となります。引き続き、豊中市介護の未来創造支援事業を一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会が実施し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。
	公民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。			
40	生活支援サービス従事者の養成	●生活支援サービス従事者研修を実施し、地域での高齢者の支え手を養成した。研修修了者にむけて介護保険事業者による仕事説明会を開催しました。	B	●地域での高齢者の日常生活の支え手を増やすため、引き続き研修を実施します。研修修了者に業務内容の説明等、仕事説明会を行います。参加者増につながるよう効果的な広報・周知に努めます。
	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図り、元気な高齢者をはじめ地域住民が活躍していただくことにより、多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりを支援します。また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。			
41	いきてゆくフェスの実施	●「いきてゆくフェス2024」を一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会と共催で、地域共生センターや岡町・桜塚商店街で実施しました。(10/27開催)	A	●引き続き、高齢者の社会参加及び福祉・介護の魅力発信に資するイベントを展開します。また、最適な広報媒体を活用するとともに、行政のみならず、介護事業者や学校・学生、民間企業などと連携して取り組みます。
	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護・福祉の魅力を伝えることを目的に「いきてゆくフェス」を実施します。			
42	国・府との連携による生産性の向上に向けた取組みの推進	●提出書類の簡略化と、市独自の様式を削減し事業所の書類作成にかかる負担軽減を図りました。また、ローカルルールの見直しを行い、より基準をわかりやすく、かつ補正等の対応の時間が縮小できるよう調整を行いました。電子申請も開始予定であり、申請方法の選択肢を広げます。 ●国が示している介護保険施設等運営指導マニュアルに合わせて運営指導を行いました。	A	●電子申請開始にともない手続きフローの見直しを行い、さらなる負担軽減について検討していきます。また、事業所からの質問対応等により丁寧に説明できる体制への移行をめざし、よりよい事業運営環境を整備します。 ●事業所の負担軽減に資するよう、現状の取組みに加えてさらなる運営指導の効率化を図ります。
	文書作成や手続について、届の簡素化や手続の電子化などデジタル技術の活用を進めることで介護現場での負担軽減を図るなど、国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取組みを進めます。			

(2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営【介護給付等費用の適正化】

No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
43	<p>要介護認定の適正化</p> <p>認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の有無を確認するとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護の手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査を実施するとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認しました。 ●更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査において、市職員による調査（検証）を行いました。 ●認定調査員に対する研修を実施しました。また、厚生労働省からの技術的助言（審査会運営）を受け入れしました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。 ●引き続き、更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、市職員や指定事務受託法人による調査を実施、居宅介護支援事業所等による調査との比較・分析（検証）を行います。 ●適正な調査・審査実施のため、厚生労働省からの技術的助言の内容を踏まえた研修・情報提供を行います。
44	<p>ケアプランの点検</p> <p>継続的にケアプランの質の向上を図る観点から、介護支援専門員の職能団体等にケアプランの点検を委託し、ケアプラン作成傾向の分析や振り返り研修等を実施します。また、厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、高齢者向け住まいの入居者に係るケアプラン点検の実施に向けた体制の整備とデータの分析など行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪介護支援専門員協会への委託により、ケアプランの点検及び振り返り研修を実施し、ケアプラン及びケアマネジャーの質の向上に努めました。また、委託による点検のみならず、令和7年1月から庁内の専門職員による高齢者向け住まいの入居者に係るケアプラン点検等も実施予定であり、過剰なサービス提供の抑制につなげます。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●委託によるケアプラン点検及び振り返り研修と併せて、高齢者向け住まいの入居者に係るケアプラン点検等を継続して行い、データの分析及び将来給付費の抑制につなげていきます。
45	<p>住宅改修の適正化</p> <p>申請される住宅改修が、写真等だけでは確認できないなど疑義のある場合に、改修工事の事前または事後に、現地調査等により確認します。加えて、疑義のあるもの以外にも一定数の調査を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事前申請の審査では、住宅改修ではなく福祉用具の貸与・購入で目的を達成できないかを確認し、「住宅改修を必要とする理由書」に記載されている利用者の身体の状態と工事内容から考えて、日常生活の改善効果に疑義がある場合、または過剰な工事や単なるリフォームの可能性があるとされる場合に現地調査を実施しました。 ●完了後の検査では、写真では工事後の状況が確認が難しい場合に現地調査を実施しました。疑義がない場合でも一定数の現地調査を行い、不正工事の抑止を行いました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●事前申請後に市の承認確認を怠る事業者が依然としてあることから、事前調査を強化し、承認までに改修を実施していないか確認を行います。また、引き続き無作為の調査も行います。
46	<p>福祉用具購入・貸与調査</p> <p>利用者の認定調査の直近の結果から利用が想定しにくい福祉用具購入・貸与について、協議書等により必要性を確認します。また、福祉用具購入については必要に応じて利用者自宅への訪問調査等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで福祉用具貸与調査は実施できていませんが、令和6年度中に軽度者に対する福祉用具貸与に関する協議書の様式及び運用を改め、次年度以降に調査を実施できるような体制構築に努めました。 ●申請書の審査では、申請理由、身体の状態および使用場所等を十分に聞き取り、適切な用具が購入されているか確認を行いました。申請書の内容に疑義がある場合だけでなく、無作為に実地検査等を行うことで、不要な福祉用具の購入を抑制することができました。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ●協議書の様式及び運用を改めたことに伴い、軽度者にもかかわらず協議書が未提出の利用者を中心に調査を実施します。また、要介護度から使用が想定しにくい福祉用具を貸与されている利用者のケアプラン点検も実施し、給付の抑制につなげます。 ●令和6年度から一部福祉用具で貸与と販売の選択制が導入されたことに伴い、新たに購入対象となった商品を重点的に、書面のみならず実地検査により適正な給付であることを確認すると同時に、福祉用具の選定経緯や使用感について本人や家族から十分に聞き取り、効果的なものであったかの検証を行っていきます。
47	<p>医療情報との突合</p> <p>介護給付情報と医療給付情報の重複請求等の突合点検について、事業者への請求内容の照会・確認、妥当・過誤の判断、請求誤りである場合の過誤処理までの一連の業務を国保連合会に委託するとともに、現在実施している突合項目以外にも活用を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一連の業務を国保連合会へ委託しており、請求誤り等については過誤返還につなげることができました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き一連の業務を国保連合会へ委託し、請求誤り等については過誤返還につなげ、給付の抑制につなげます。
48	<p>縦覧点検</p> <p>複数月の明細書から算定回数や事業者間等の給付の整合性を受給者ごとに確認するために国保連合会から提供される縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認し、請求の誤りが判明した場合には返還を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一連の業務を国保連合会へ委託しており、請求誤り等については過誤返還につなげることができました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き一連の業務を国保連合会へ委託し、請求誤り等については過誤返還につなげ、給付の抑制につなげます。

分野横断的なマネジメント体制の構築・強化				
市を中心に地域包括支援センターや地域の関係機関をはじめ多様な主体が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた分野横断的なマネジメント体制の構築・強化に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和6年度の主な実施状況	取組みの評価	令和7年度以降の課題・方向性
49	多様な主体との連携による施策推進	吹田市と施設整備の考え方や地域密着サービスの広域利用などの市について意見交換会を行いました。	B	今後も引き続き意見交換会を実施し9期計画の課題中の課題を共有し課題解決に向け取り組みます。
	市民、公益活動団体、民間事業者、大学、他自治体など、多様な主体による連携・協働・ネットワークの強化や、それぞれの強みやアイデアを生かした取組みを推進し、地域包括ケアシステム・豊中モデルの実現に向けた課題の解決を図ります。			

【特別養護老人ホーム入所申込の状況】（令和6年4月1日現在）

令和6年度 第2回介護保険事業運営委員会 資料3

(1) 施設への申込者数

区分	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	前年比較
名簿登録者	1,189人	1,203人	1,326人	988人	865人	-123人
実申込者数	517人	468人	488人	410人	389人	-21人

(2) 介護度別の実申込者数

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数	4人	17人	141人	128人	99人	389人

(3) 現在の居所

区分	他の特養	老人保健施設	介護医療院	在宅	一般病院	グループホーム	有料老人ホーム	サ高住	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	計
人数	12人	80人	1人	201人	62人	10人	6人	15人	2人	0人	389人

現在の居所が介護保険施設以外の者296人

(4) 現在の居所が介護保険施設以外の者の入所希望時期

区分	1年以内	1年以上	合計
人数	240人	56人	296人

(5) 現在の居所が介護保険施設以外の者のうち1年以内に入所を希望している者の要介護度別人数

入所希望時期	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
3ヶ月以内	3人	6人	73人	47人	39人	168人
3ヶ月～1年以内	人	3人	27人	24人	18人	72人
計(1年以内)	3人	9人	100人	71人	57人	240人
1年以上	人	5人	21人	18人	12人	56人
合計	3人	14人	121人	89人	69人	296人

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	前年比較
※入所希望者のうち入所の必要性が高いと考えられる者 上記太枠部分	259人	242人	262人	223人	201人	-22人
1年以内での入所希望者のうち要介護4及び5の者	167人	158人	183人	160人	128人	-32人
3ヶ月以内での入所希望者のうち要介護3の者	92人	84人	79人	63人	73人	10人

※「入所の必要性が高いと考えられる者」とは要介護4及び5の人のうち入所希望時期を1年以内と回答した人と、要介護3の人のうち入所希望時期が3か月以内と回答した人の合計(大阪府特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査より)

令和6年度地域密着型サービス等運営検討部会について（概要）

令和6年(2024年)8月7日(水)(第2回)、令和6年(2024年)11月1日(第3回)に豊中市地域密着型サービス等運営検討部会(以下「部会」という。)が開催されました。なお、第3回は書面にて実施しました。概要は以下のとおりです。

1. 地域密着型サービス事業者の新規指定について

サービス種類	事業所名	所在地	圏域	指定年月日
① 地域密着型通所介護	K2リハビリデイサービス	豊中市庄内西町三丁目3番3号	南部	令和6年9月1日
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション	豊中市庄内宝町1丁目1番31号	南部	令和6年9月1日

上記の事業者について申請内容を報告し、指定の了承が得られましたので、令和6年9月1日付で指定を行うことといたしました。

2. 介護予防支援事業者の新規指定について

第2回に7事業所、第3回に4事業所の申請内容を報告し、指定の了承が得られましたので、それぞれ令和6年9月1日付、令和6年12月1日付で指定を行うことといたしました。

3. その他案件

地域密着型サービス事業者の指定更新について

地域密着型通所介護6事業所、認知症対応型共同生活介護2事業所、小規模多機能型居宅介護2事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1事業所、夜間対応型訪問介護1事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1施設の指定更新について報告を行いました。こちらも更新申請手続きに際して、書類審査やヒアリングを実施した結果、特段の支障が見受けられなかったため指定更新を行いました。

令和6年度第2回 地域包括支援センター運営協議会
概要報告

○令和6年度第2回（12月9日開催）標記会議の主な内容は以下のとおりです。

1) 介護保険法施行規則の改正について

・令和6年4月介護保険施行規則の改正に伴い、本市の「豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」も改正が必要なため、条例で制定すべき地域包括支援センターにおける「常勤換算方法による職員配置」と「職員配置の柔軟化」について説明を行い、承認されました。

2) 指定介護予防支援事業所が介護予防支援を実施する際の留意事項に対する本市の対応について

・指定介護予防支援事業所の指定が始まり、介護予防支援事業と介護ケアマネジメントの往来ケースに対応するため3者契約を可能(あくまで任意)とすることについて説明を行い、承認されました。

3) 報告事項について

・令和6年4月介護保険施行規則の改正のうち、条例改正以外で改正になった以下の事項について報告しました。

専門職要件の緩和（主任介護支援専門員に準ずる者の規程）

総合相談支援事業の一部委託

介護予防ケアマネジメントのプラン原案の省略可能規程

介護予防プランの検証規定への対応

豊中市生活支援サービス部会について（概要）

令和6年11月29日（金）に令和6年度第1回豊中市生活支援サービス部会が開催されました。概要は以下のとおりです。

1. 副部会長の指名について

小野部会長の指名により大野部会員を副部会長に任命しました。

2. 令和6年度生活支援コーディネーター活動報告、及び第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の生活支援コーディネーターの活動結果について

①令和6年度生活支援コーディネーター活動報告

地域活動が活発化するとともに新規参加者や活動希望者も増加傾向にあり、地域のニーズ把握を進めました。北丘マルシェのような新たな社会資源の開発と外出支援の活動については、移動サービスとの連携等を行いました。地域福祉活動支援センターでは、定例的に安心サポーター等の養成研修を実施し、新たな担い手の開発につなげました。

地域資源として、楽器を演奏してみんなで歌うことにより高齢者の社会参加の場となる「うたごえ広場」を開催しました。また新たな社会参加の場として、12月から健康マージャンを開催する予定です。住民主体ささえあい活動については、これまで同様に全校区実施に向け働きかけを進め、新たな担い手の発掘のため年度内に福祉便利屋事業のアンケート調査を実施していきます。

②第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の生活支援コーディネーターの活動結果について

○第一層（市全域）での主な取組み

- ・第1層協議体、フォーラムの開催、社会資源の開発、豊中めぐりプロジェクト

○第二層（日常生活圏域）での主な取組み

- ・第二層地域ささえあい推進協議体（地域福祉ネットワーク会議）の実施（年2回）、安心サポーター

○第三層（小学校区）の主な取組み 福祉便利屋・ぐんぐん元気塾

3. 令和7年度生活支援コーディネーター活動計画（案）について

前年度の生活支援コーディネーターの取組み状況及び来年度の計画について、審議の結果、了承されました。各階層の課題と今後の対策は、つぎのとおりです。

【第一層（市全域）】

課題：高齢者等見守りサポートネットワークとの連携がコロナ禍による会議中止や担当者の交代などにより関係性が薄れています。

対策：事業所との連携・協力・課題共有により地域特性に沿った生活支援サービス等の課題解決の創出をめざしていきます。

【第二層（日常生活圏域）】

課題：地域により人材の担い手不足や各種関係団体のつながりが希薄化しています。

対策：5か所の地域福祉活動支援センターで安心サポーター養成講座等を実施し、自らが地域の支え合いの主体であるという意識の醸成を図ります。

【第三層（小学校区）】

課題：福祉便利屋事業の未実施の校区が複数あります。

対策：福祉便利屋事業の意義を改めて説明し、新たな担い手の人材発掘のため、福祉便利屋事業アンケート調査を実施していきます。

資料○ 令和7年度(2025年度)生活支援コーディネーター活動計画

(参考) 第8期の活動指標

指標の内容	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業	校区	19	18	21
	対応件数	208	242	283
	登録人数	274	239	232
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾	校区	33	36	36
	参加人数	19,518	39,364	46,293

豊中市介護人材対策部会について（概要）

（1）令和6年度第1回豊中市介護人材対策部会

○副部会長の指名について

秦部会長の指名により馬場部会員を副部会長に任命しました。

○豊中市介護の未来創造支援事業助成金について

豊中市介護の未来創造支援事業助成金交付要綱、募集案内、審査基準について、意見交換を行いました。

（2）令和6年度第2回豊中市介護人材対策部会

○豊中市介護の未来創造支援事業助成金の交付団体の決定について

●交付団体 1団体

一般社団法人 豊中市介護保険事業者連絡会

●助成限度額 80,000,000円

交付限度額	×	実施事業構成員数（199団体）	係数①	×	事業資本金	係数②
1億円		100以上	1		500万円未満	0.8

●事業概要

①介護人材の定着支援に資する育成事業（8,555千円）

経営者・ミドルリーダー向け研修など。

②介護人材確保に資する事業（17,365千円）

有償職業体験や就職フェアの開催など。

③介護事業の魅力発信に資する交流・広報活動（24,898千円）

人材プラットフォームの構築及びSNSによる魅力発信など。

④外国人介護人材の受入促進に資する事業（3,410千円）

外国人介護人材の定着支援による受入促進など。

⑤資格取得・就職支援に資する事業（12,584千円）

資格取得応援金制度など。

（3）豊中市介護の未来創造支援事業の今後のスケジュールについて

令和6年度

1月～3月 実績見込・次年度事業計画書等提出を受け、次年度に向けた協議

令和7年度

4月～5月 前年度の実績報告の提出・補助金精算・基金繰入

1月～3月 実績見込・次年度事業計画書等提出を受け、次年度に向けた協議

令和8年度

4月～5月 前年度の実績報告の提出・補助金精算・基金繰入

令和9年度

6月～8月 部会を開催し3年間の事業の総括報告会開催

豊中市介護保険事業運営委員会委員名簿

令和7年1月1日時点

委員定数……15名（敬称略）

区 分	職業・役職等	氏 名
学 識 経 験 者	桃山学院大学 教授	お 小 の 野 たつ や 達 也
	大阪人間科学大学 教授	お お の 野 ま ど か
	大阪大谷大学 教授	は た 秦 やす ひろ 康 宏
保健医療又は 福祉の関係団体	(一社)豊中市医師会 副会長	み き 木 ま さ し 三 木 正 士
	(一社)豊中市歯科医師会 会長	こ ん 近 どう 藤 あつし 近 藤 篤
	(一社)豊中市薬剤師会 会長	あ し だ やす ひろ 芦 田 康 宏
	豊中市社会福祉協議会 常務理事	い ま い 井 まこと 今 井 誠
	豊中市民生・児童委員協議会連合会 評議員	ひ が し 東 き 紀 よ 代 こ 東 紀 代 子
サービス事業者の代表	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会 代表理事	む ら か み いきお 村 上 功
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会 副代表理事	か め い こ お 央 亀 井 公 央
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会 副代表理事	こ ば や し え み こ 小 林 恵 美 子
医療保険者の代表	健康保険組合連合会大阪連合会 事務局長	に し も と だ い すけ 西 本 大 輔
被 保 険 者	第1号被保険者(市民公募)	な か ね しん じ 中 根 慎 治
	第1号被保険者(市民公募)	か し ま き よ み 加 島 喜 代 美
	第2号被保険者(市民公募)	と う ない かず こ 當 内 和 子